○九州地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	佐賀県杵島郡江北町大字上小田字四本松六八九番一から同町大字上小田字四本松七三一番一まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年三月二十四日

○九州地方整備局告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百三号	小城市小城町晴気字二本松二角九一九番一から同市小城町晴気字二本松二角九一八番二まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年三月二十四日

○九州地方整備局告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百二十号	垂水市中俣字脇田下七九番六から同市中俣字脇田下八二番五まで	九州地方整備局及び大隅河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年三月二十四日

資　料

四半期別ＧＤＰ速報（２次速報）(2016（平成28）年10~12月期)

実質国内総生産（原系列）

内閣府

（単位:2011暦年連鎖価格、10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃）	民間住宅	民間企業設備	民間在庫変動	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫変動	財貨・サービスの純輸出	財貨・サービスの輸出	財貨・サービスの輸入	開差	国民総所得	総固定資本形成	最終需要
2016/ 1- 3.	130,840.5	73,723.9	72,062.0	58,968.8	3,756.0	22,796.3	-2,310.3	27,014.4	7,167.3	62.1	-1,493.2	20,901.3	22,394.5	124.0	138,968.0	33,690.0	132,983.4
4- 6.	126,948.6	72,421.7	70,601.7	57,492.3	3,725.0	18,039.7	2,443.8	26,483.7	5,038.5	-6.6	-1,168.0	20,318.8	21,486.8	-29.1	133,235.1	26,790.5	124,544.0
7- 9.	129,641.1	74,242.8	72,246.2	59,077.6	4,133.5	19,729.9	206.7	26,106.7	5,942.1	0.0	-809.3	20,945.5	21,754.8	88.8	136,969.6	29,799.9	129,408.2
10- 12.	134,364.1	76,031.6	73,870.7	60,643.6	4,174.8	20,176.6	912.5	26,610.0	6,886.2	-8.4	-548.2	22,004.5	22,552.7	129.0	139,446.0	31,242.8	133,455.2

＊開差＝国内総生産（支出側）－国内総生産（支出側）の内訳項目計

＊財貨・サービスの純輸出は連鎖方式での計算ができないため、財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入　により求めている。このため寄与度とは符号が一致しない場合がある。